

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【訓 令】

○ 岡山県副知事の主として担当する事項

（県例規集登載）

### 【告 示】

○ 知事指定薬物の指定の失効

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

### 【公 告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

行政改革推進室

医薬安全課

治山課

県民生活交通課

建築指導課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県訓令第五号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

岡山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。

平成二十七年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県副知事の主として担当する事項

副知事	担 当 事 項
足羽副知事	危機管理課及び消防保安課並びに総合政策局、環境文化部、産業労働部及び土木部に關する事項
宮地副知事	総務部、県民生活部、保健福祉部、農林水産部及び出納局に關する事項

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成二十七年七月二十三日から施行する。  
(関係訓令の廃止)
- 岡山県副知事の主として担当する事項(平成二十五年岡山県訓令第六号)は、廃止する。

◎岡山県告示第三百五十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十七年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 二―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（三・四・五―トリメトキシベンジル）エタンアミン（通称名三〇C―NBOMe）及びその塩類
- 2 二―（四―エチル―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン（通称名二五E―NBOMe）及びその塩類
- 3 三―「二―（二―メトキシベンジルアミノ）エチル」キナゾリン―二・四（―H・三H）―ジオン（通称名RH―三四）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十七年六月一日

◎岡山県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十七年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
新見市（明石国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔二九五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人美作自立支援センター

三 代表者の氏名

小阪田泰彦

四 主たる事務所の所在地

美作市檜原下九〇四番地一四

五 定款に記載された目的

この法人は、働く意欲がありながら障害があることを理由に、一般の事業所に雇用されることが困難な障害者の雇用並びに、生活支援事業を行うとともに、一般事業所に雇用されるよう訓練することによって障害者の自立と就労促進等を図り、社会福祉に寄与する事を目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字尾崎ノ前一〇二六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市東阿曾九七五

武田 浩志

三 許可番号

岡山県指令建指第四八号